

仕 様 書

1. 件名

令和7年度高付加価値旅行者向けコンテンツ開発業務委託

2. 目的

東京都（以下「都」という。）及び公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）は、更なる訪都旅行者数の増加及び観光消費額の拡大を図るため、滞在中に多くの消費が期待できることに加え、都市のイメージ向上にも寄与する高付加価値旅行者（特に富裕層）の誘致に向けて、プロモーション活動を実施してきた。

当事業においては、他と一線を画する「パーソナライズ化」「本物志向」「価値ある体験」を好む高付加価値旅行者向けに訴求力の高い東京の旅行コンテンツを開発し、TCVBの運営する高付加価値旅行PRサイト（[Timeless Tokyo](#)）及び参加する商談イベント等を通し情報発信を行うことで、ラグジュアリーデスティネーションとしての認知度や満足度、魅力の向上を目指す。

3. 契約期間

令和7年6月5日から令和8年3月31日まで

4. 履行場所

TCVBの指定する場所

5. 全体運営

（1）高付加価値旅行プロモーションにおけるターゲット

都・TCVBでは、観光庁による高付加価値旅行者の傾向（以下参照）も念頭に、ターゲット層を主に欧米豪・一部アジアを中心とした高付加価値旅行者のうち、特に1回の現地における旅行消費額が100万円以上（宿泊費を除く）の層と設定している。それらターゲット層においては自らが旅行手配を行わず、主にそれら顧客を扱う旅行事業者等（以下「トラベルデザイナー」という。）が旅行手配を行っていることから、都・TCVBにおいてはトラベルデザイナー等に向けたBtoB及びBtoBtoCのプロモーション展開を行っている。

＜観光庁による高付加価値旅行者の傾向（抜粋）＞

高付加価値旅行者は、単に一旅行当たりの消費額が大きいのみならず、一般的に知的好奇心や探究心が強く、旅行による様々な体験を通じて地域の伝統・文化、自然等に触れることで、自身の知識を深め、インスピレーションを得られることを重視する傾向にある。

観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりに向けたアクションプラン」（2022年5月）より

（2）ラグジュアリートラベル向け訴求ブランドイメージ

ターゲットとする旅行者層は、これまでの調査結果から、他と一線を画する「パーソナライズ化」「本物志向」「価値ある体験」を好むことが明らかになっている。また、観光庁の定義では、消費額の大きさのみならず、一般的に知的好奇心や探究心が強く、旅行による様々な体験を通じて地域の伝統・文化、自然等に触れることで、自身の知識を深め、インスピレーションを得られることを重視する傾向がある旅行者となっている。

これらのニーズに合った特別感の醸成のため、過年度の各種富裕層プロモーションにおいて活用している「Tokyo Timeless Temptations」のマークを活用し、既にTCVBにて制作済みの冊子やTCVBが運営する高付加価値旅行PRサイト*「Timeless Tokyo」のイメージに沿った訴求をすること。なお、「Tokyo Timeless Temptations」のマークについては、別紙1「高付加価値旅行者向けPR事業用ロゴについて」を参照すること。

*サイト名：Tokyo Timeless Temptations

URL：<https://timelesstokyo.com>

サイトコンセプト：高付加価値旅行者向け旅行地としての東京のイメージ訴求や、「東京でしか出来ない体験・東京ならではの体験」に関する情報を提供し、旅行先としての認知度を向上させる。

（3）東京のブランディング戦略

都は世界に選ばれる旅行地としての東京を強く印象づける「東京ブランド」の確立に向け、ブランドコンセプトを定めた。本事業の実施にあたっては、これに基づき「伝統と革新が交差しながら、常に新しいスタイルを生み出すことで、多様な楽しさを約束する街」をコンセプトとしたアイコン及びキャッチフレーズ「Tokyo Tokyo Old meets New」（以下「アイコン」という。）に込められたメッセージを理解し、本事業におけるプロモーションと齟齬のないようにすること。

【東京のブランディング戦略】

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/plan/tourism/plan/branding/>

【東京ブランドアイコン「Tokyo Tokyo」について】

<https://tokyotokyo.jp/ja/about/>

(4) 実施体制

- ア. 開発に必要な体制に加え、以下の者を設置すること。
 - ・ラグジュアリートラベル向けのコンテンツや、それを保有する都内サプライヤーとの幅広いネットワークを有する者や、ラグジュアリートラベル向けコンテンツの開発・運営に精通する者（商品・サービス開発コンサルタント等）を1名以上。
 - ・設定したテーマに精通するエキスパートを各コンテンツ1名以上。
- イ. 本事業における実施体制を明確化し、パートナー会社や各種アドバイザー含め体制管理を徹底すること。
- ウ. スケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、TCVB の承認を得ること。
- エ. 業務の詳細については、進捗状況や確認事項を綿密に TCVB に連絡・報告すること。

6. 委託内容

年度内に高付加価値旅行の観光コンテンツとして以下の通り開発及び磨き上げを行うこと。

(1) 分野及びコンテンツ設定

ラグジュアリートラベラーのニーズが高い分野や昨今の高付加価値旅行トレンド（例：食／伝統（文化・芸能・工芸）／ウェルネス／自然・アウトドア／アート／**ナイトタイム観光など）から3テーマを選定し、各テーマにおけるターゲット像や、実際の送客時に想定される価格帯、開発にあたり課題となり得る点及びそれに対する対応策等を事前に検討し、明確にした上で開発に取り組むこと。

なお、令和6年度の開発内容***及び他エリア・既存の体験内容等との差別化を意識した上で、コンテンツ内容を決定すること。

**ナイトタイム観光

東京での充実した夜の楽しみ方を提案できるものとし、昼の延長線上で夜の時間帯も楽しむことができる観光スポットや文化施設、エンターテインメントの催しの紹介といった切り口も可とする。

参考：<https://www.tokyonightstory.com/>

***令和6年度の開発内容（開発コンテンツの紹介記事）

https://timelesstokyo.com/article/cat_ttd/artwellness

https://timelesstokyo.com/article/cat_ttd/kobudo

https://timelesstokyo.com/article/cat_ttd/sukiyaki

(2) エキスパートの起用及びアドバイザーの活用

6(1)で設定した各分野に精通するエキスパートを起用し、計3コンテンツを当該旅行

者向けに商品化すること。また、各コンテンツの商品化へ進めるにあたり、TCVB が別途起用するアドバイザー（都内 DMC、ホテルコンシェルジュ等）を以下の（3）の各視察に 1～2 名程度同行させ、プラスアップを行うこととするが、当該アドバイザーのスケジュール確保が難しい場合においては、委託事業者から提案のあるアドバイザーと同等の視点を持つ人物による代替も可能とする。なお、アドバイザーの立ち合いに係る経費（アドバイザリー費用）は本事業に含まないものとするが、視察同行にあたってのアドバイザーとの調整及び当日かかる経費（移動費、食費、体験費等）は受託者により本事業内にて実施すること。

＜エキスパートについて（役割等）＞

各コンテンツと観光事業者の間を取り持つ役割を担う人材。コンテンツ単体では商品化が難しい場合、その人材のネットワークやノウハウを活用し、高付加価値旅行向けに磨き上げることをイメージしている。その産業や地場で影響力・信頼があり、外部専門家（アドバイザー）のロジックもある程度理解できる橋渡し的な存在。

（3）開発・磨き上げのフロー

1 つのコンテンツ案に対し、起用したエキスパートと以下の通り 1～2 回程度の視察及び 1 回のモニターツアーを実施することとするが、コンテンツによっては効果・効率の面で異なるアプローチが適する場合はその提案を妨げないものとする。

- ア. 視察においては各分野・コンテンツごとに原則エキスパート及び複数のアドバイザーの参加を前提とし、実施前と実施後に参加者からのフィードバックを得て各回の報告書をまとめること。その後、内容の検討や改善を図り、モニターツアーを最適な内容にて実施ができるよう努めること。
- イ. モニターツアーの参加者は在日・海外外国人富裕層もしくは各コンテンツに想定されるターゲット像に近しい者や、顧客目線を持ち磨き上げに向けて有効な示唆を提供可能な者を参加させ、実施後にフィードバックを得て報告書にまとめること。
- ウ. 実際のコンテンツ提供にあたっての基本となる完成形（行程案・提供内容・販売可能な価格帯等含む）をまとめることとするが、開発後の送客を念頭に、2, 3 度のカスタマイズ案（例：短時間での提供案／市場の嗜好に応じた提供案／コストを抑えた提供案など）も協業先と検証し、とりまとめること。
なお、最終的な手配経路が明確になったコンテンツについては、TCVB が運営するネットワーク組織****Tokyo Luxury Authority（以下「TLA」という。）の会員向けサイトに、コンテンツ概要や手配におけるコンタクト先情報を掲載するにあたり、TCVB が指定するフォーマットに沿って必要な原稿（日本語のみ）を用意すること。
- エ. 視察、モニターツアーの実施においては参加者の安全に十分配慮し、催行中の安全管理が可能な責任者を同行させること。また、不測の事態に備え必要な保険に加入すること。

**** Tokyo Luxury Authority

<https://www.tokyoluxuryauthority.jp/>

都及びTCVBでは、ラグジュアリートラベル向けのコンテンツの提供やアレンジをする都内サプライヤーを対象に、情報交換やビジネスマッチング等の促進を目的としたネットワーク組織「Tokyo Luxury Authority」を令和元年度に発足し、令和7年4月時点で43社の会員企業（ホテル14社、DMC9社、その他20社）が加盟している。TLAにおいては、今年度、TLA オフィシャルサイトの運営、TLA 会員のネットワーキングを目的とした年2回の会合、TCVB が開発したコンテンツへの視察機会提供等を実施予定。

（4）開発後の送客に向けた取り組み

当該コンテンツ完成後には、受託者の持つ販路等で販売を開始すること。また、将来的な送客促進を狙い、当該年度を含め当事業で起用したエキスパートや開発コンテンツについて、TLA 会合において会員（特に DMC やホテル等）へ発表・紹介する等、コンテンツ関係者、アドバイザー、TLA 会員等の高付加価値旅行取扱関係者との間での信頼性を高め送客促進するための取組を行うこと。

（5）開発コンテンツの PR に向けた記事化及び素材の整理

令和8年3月上旬の完成を目途に開発コンテンツの魅力を紹介するための記事（写真を含む）を、以下の通り取材・撮影を含め制作すること。制作する記事に用いる原稿や写真等は、高付加価値旅行 PR サイト「Timeless Tokyo」や、今後制作する可能性のあるパンフレット、TCVB が実施する高付加価値旅行向けプロモーションの各種施策（SNS やニュースレター配信含む）等での使用を想定し制作すること。

ア. 全体

- (ア) ラグジュアリートラベラーやトラベルデザイナーの感性やニーズ・ウォンツを的確に捉え、情報的にも視覚的にも魅力的な記事となるよう制作すること。
- (イ) 制作に携わるライターやフォトグラファー、記事で取り上げるコンテンツやそのサプライヤーのクレジット表記は、原則行わないものとする。
- (ウ) 英語（グローバルに広く使われる英語を基準とし、アメリカ英語を優先とする）で編集・制作すること。原稿は英語ネイティブのライター（英語と日本語のネイティブ・バイリンガルが望ましい）が英語で作成し、アメリカ英語を母国語とする者によるネイティブチェックを別途実施すること。原稿を日本語で作成し、それを英語に翻訳する形は原則とらないものとするが、これを行うことが適している場合は、制作体制や進行等を明確に示したうえで TCVB と調整すること。
- (エ) 既に TCVB にて制作済みの PR ツール等との表記の統一を図るとともに、適切な表現となるよう、ネイティブ及び日本語と英語のバイリンガル能力を有する者が英文ライティング（もしくは翻訳）文章全体の調和等の観点も含めた検証を行い、適宜修正すること。
- (オ) 機械翻訳は不可とし、文字化けやレイアウト崩れなどの不具合についてもチェック

- すること。また、日本語訳においては、機械翻訳をかけただけではなく、自然かつ適切な日本語表現となっていることを十分に確認すること。
- (カ) 都・TCVBによる原稿の確認は英語と日本語の両方で行うため、言葉の表現を細部に渡って確認が可能な日本語訳を別途用意すること。
- (キ) 校正原稿はMS Wordで行い、英語原稿での校正（3回程度）、日本語訳付きでの校正（2回程度）、取材先との内容確認及び校正（1回程度）の流れで行うものとする。
- (ク) 原稿の校正を綿密に行い、特に名称、所在地、電話番号、地図、URL等の事実確認を徹底すること。誤りがあった場合は、受託者の責任において訂正すること。
- (ケ) 作成する記事については、追ってTimeless Tokyoサイトに掲載することを前提とし、サイトの記事のソート機能で適切に検索がされるよう、コンテンツ内容に適したカテゴリーごとのタグ（Art, Culture, Entertainment, Gastronomy, Health and Wellness, Outdoorから1つ以上）を選定し記事内に記載すること。
- (コ) 固有名詞の表現等については、本契約締結後、TCVBが提示するスタイルガイドを参照し、準じること。

イ. 取材・撮影

- (ア) 原則、全てのコンテンツで取材・撮影を実施することとし、TCVBから1名程度が同行することを前提に取材先とのスケジュール調整等を行うこと。
- (イ) 実績豊富なライターやフォトグラファー等を選定すること。原稿の作成に必要な取材は、原則原稿を作成するライターが直接行うこと。ライターが取材に必要な日本語の語学力を有さない場合、細かな表現が可能な通訳を同行させる等、取材コンテンツの詳細が把握できる体制を整えること。
- (ウ) 使用する写真は、コンテンツの内容にあわせて撮り下ろすことを前提とし、記事ごとに内容の異なる写真を6枚以上使用するものとして余裕を持った枚数を撮影し、選定すること。
- (エ) 撮影では、旅行者を想起させる様なモデルをコンテンツ内容に合わせて2名以上（カップル、夫婦、友人、親子等を想定）提案し、手配すること。なお、過去に本事業での出演歴がないモデルの起用が望ましい。撮影の内容等にあわせ必要に応じてスタイリング等（服装、髪型など）を行うこと。モデルの権利処理については、可能な限り無期限で利用可能なものが望ましいが、難しい場合最低3年利用可能とし、納品素材ごとの条件を明記したサムネイル一覧で示すこと。また、コンテンツの提供関係者にも必要な許可取りを行い、可能な限りTCVBや東京都が高付加価値旅行者向けに行う別のプロモーションにおいても素材が利用可能なよう調整することとし、その許可取りの結果条件が発生する場合はサムネイルに記載すること。
- (オ) 記事の構成は以下の通りとし、文字量は以下及び前述の令和6年度開発コンテンツ記事を参考にすること。
- ①概要文（英語30～50語程度）：コンテンツ記事ページ冒頭部分
- ②記事本体（英語400～1000語程度）：コンテンツ記事ページ本文
- (カ) ページスタイルについては以下の既存ページを参考とすること。
- https://timelesstokyo.com/article/cat_ttd/sukiyaki

・https://timelesstokyo.com/article/cat_ttd/soy

(キ) 取材・撮影内容の変更が生じる場合は、その都度調整すること。

ウ. 納品

(ア) 原稿データ

原稿をWordファイル形式で保存し、コンテンツごとにファイルを分けて納品すること。

(イ) 写真データ

6 (5) イ (ウ) で選定された写真の高解像度データ (tif、JPEG等) と、1MB以下の低容量データ (JPEG) の2種類を納品すること (画像は内容を整理し、1記事あたり20枚程度とする)。記事ごとにフォルダを分けてデータを保存し、オンラインストレージ等での提出に加え、外付けドライブ等に格納して納品すること。また、納品する写真のサムネイルを一覧でまとめ、必要に応じ使用条件や権利上の使用期限がある場合は明記すること。

7. 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、TCVBの承諾を得た事項についてはこの限りでない。

8. 秘密の保持

受託者は、第7によりTCVBが承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

第7によりTCVBが承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

9. 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 受託者は、納入物のうち本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法(昭和45年法律第48号)第2章第3節第2款に規定する権利(以下「著作者人格権」という。)を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめTCVBの承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) (1)の規定は、受託者の従業員、第7の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) (1)及び(2)の規定については、TCVBが必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続する。
- (4) 受託者は、納入物に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利(以下「著作権」という。)を、TCVBに無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者が本契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用権、改変権をTCVBに許諾するものとし、TCVBは、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、

当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、TCVB はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。

- (5) (4) は、著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利の譲渡も含む。
- (6) 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- (7) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、TCVB の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用を持って処理するものとする。

10. 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

11. 個人情報の保護等

- (1) 「東京観光財団個人情報取扱要領」*****を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様書」*****に定められた事項を遵守すること。また、本委託業務の遂行にあたり 7. により TCVB に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が本委託業務における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様書」を遵守させること。

***** https://www.tcvb.or.jp/kojinjoho_yoryo_20250401.pdf

***** https://www.tcvb.or.jp/kojinjoho_tokkishiyosho_20250401.docx

本業務委託で取扱う個人情報は以下を想定している。

ア. 6(2)(3)実施にあたり、視察等に参画するエキスパート、アドバイザー、モニターチャーク参加者等の情報（氏名/連絡先/メールアドレスなど）

イ. 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報も同様に個人情報とみなす。

- (2) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」*****に定められた事項を遵守すること。

***** https://www.tcvb.or.jp/denshi_tokkishiyosho_20250401.docx

また、第 7 により TCVB に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても同様に遵守させること。再委託させる事業者は以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

ア. 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証

イ. 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

- (3) 電子情報処理業務を行うに当たり、以下の取扱いに留意すること。

ア. TCVB 職員を含め、本委託業務の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレスなど

イ. 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスや cookie など）も①と同システムに格納されている場合においては、同様に留意すること。

1 2. 支払方法

(1) 契約代金の支払いについて

受託者への支払は、委託完了後の TCVB 担当者による検査終了後、受託者からの支払請求書に基づき 30 日以内に委託料を一括で支払うものとする。

(2) 完了報告と成果物の提出について

ア. 委託完了届

別紙2「委託完了届」を提出すること。

イ. 実施報告書

A4版、横書きカラーで作成の上、紙1部、電子データをCD-R又はDVD-Rで1部納品すること。内容は6(3)に記載の各観察、モニターツアーを取りまとめ、完成形を明確に記載することとし、詳しい目次、体裁、提出期限等は別途TCVBが指定する。

1 3. その他

- (1) TCVBは必要に応じて本契約に係る情報(受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等)を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (2) 本事業で制作した全ての納入物は、東京都が広報目的等で利用することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。但し、6(5)イ(エ)で条件がある素材についてはこの限りではない。
- (3) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、TCVBと事前に協議すること。
- (4) 本仕様書に定める委託内容の最終的な履行にあたっては TCVBと協議のもと進めるこ

連絡先：公益財団法人東京観光財団 観光事業部
(名取・小西)

Email : natori@tcvb.or.jp